

立入検査等の主な指導事項

(有料老人ホーム)【老人福祉法】

1 人員関係

主な指摘事項	指導内容
<ul style="list-style-type: none">○ 夜勤職員の休憩時間に有料老人ホームの職員が不在となっていた。○ 訪問介護事業所の職員が、夜間に有料老人ホーム職員として勤務しているが、勤務表に明記されていなかった。○ 職員に対して研修が実施されていなかった。○ 職場におけるハラスメントの内容の明確化及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針策定がなされていなかった。	<ul style="list-style-type: none">○ 入居者の実態に即し、夜間の介護及び緊急時に対応できる職員体制とし、昼夜を問わず1名以上の職員を常勤させること。○ 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にし、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。○ 採用時及び採用後において定期的に研修（初任者、人権、身体拘束廃止、虐待防止、感染症対策、食中毒対策、事故対応等）を実施すること○ 速やかに方針を策定すること。 また、職員に周知・啓発を行うこと。

2 設備関係

主な指摘事項	指導内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の建築基準法上の用途区分が、有料老人ホーム及び共同住宅等ではなく寄宿舍であった。 ○ 便所に緊急通報装置が設置されていなかった。 ○ 居室の床面積が便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保されていなかった。 ○ 廊下に棚や長机等の障害物が置かれており、避難路が確保されていなかった。 ○ 廊下の有効幅員が 1.8 メートル以上確保されていなかった。 ○ 食堂の面積が入所定員に 2 平方メートルを乗じて得た面積以上確保されていなかった。 ○ 浴室が 5 か所以上必要なところ 4 か所しか設置されていなかった。 ○ 居室の床面積が便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保されていないため、既存建築物等の活用の場合等の特例の適用を受けているが、その基準において策定することとなっている改善計画が策定されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の用途区分を変更すること。 ○ 緊急通報装置を便所に設置し、入居者の急病等緊急時に備えること。 ○ 便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保すること。 ○ 速やかに障害物を撤去し、避難路を確保すること。 ○ 有効幅員を 1.8 メートル以上確保すること。 ○ 入所定員に 2 平方メートルを乗じて得た面積以上確保すること。 ○ 入居者が週 2 回以上の入浴ができる機会を確保するため、10 名程度に 1 か所以上の浴室を設置すること。 ○ 速やかに改善計画を策定し、今後改修する際には、便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保すること。

3 利用者支援関係

主な指摘事項	指導内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業収支計画が策定されていなかった。 ○ 入居契約において、身元保証人が利用者と連帯して金銭債務を負うことと規定されているが、極度額が定められていなかった。 ○ 財務諸表が策定されていなかった。 ○ 大阪府へ報告が必要な事故が発生したにも関わらず、報告がされていなかった。 ○ 事故発生防止のための委員会が設置されていなかった。 ○ 運営懇談会が開催されていなかった。 ○ 避難訓練を年2回実施しているが、夜間想定 of 訓練が実施されていなかった。 ○ 非常災害に関する具体的計画が策定されていなかった。 ○ 入居者が定期的に健康診断を受診する機会が設けられていなかった。 ○ 安否確認又は状況把握サービスを提供した記録の帳簿が作成されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかに、事業収支計画を策定し、閲覧に供するよう努めること。 ○ 民法上、極度額の定めがない契約は無効となるため、利用者の債務について、個人の根保証契約を締結する場合は、極度額の設定をすること。 ○ 速やかに、財務諸表を策定し、入居者等の求めがあれば写しを交付するよう配慮すること。 ○ 速やかに、事故報告書を提出すること。 また、今後、報告が必要な事故が発生した際は、速やかに、事故報告書を提出すること。 ○ 速やかに設置し、定期的を開催すること。 ○ 速やかに、運営懇談会を開催すること。 ○ 年2回実施する訓練のうち1回は夜間想定 of 訓練を実施すること。 ○ 速やかに、計画を策定し非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備すること。 また、定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。 ○ 年2回程度（うち1回は胸部X線検診による結核検診）健康診断を受診する機会を設け、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援すること。 ○ 速やかに帳簿を作成し、その年度の属する年度末以降最低2年間は保存すること。 また、サービスを提供した日から5年間保存するよう努めること。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意を得て身体的拘束等を実施していたが、身体的拘束等の状況等がわかる記録が残されていなかった。 ○ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。 ○ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。 ○ 身体拘束廃止及び虐待防止のマニュアルが整備されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ○ 速やかに、委員会を開催すること。 また、3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。 ○ 速やかに、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ○ 施設サービスの質の確保及び向上のため、速やかにマニュアルを備えるとともに、職員に周知徹底を図ること。
---	---

(サービス付高齢者向け住宅)【高齢者の居住の安定確保に関する法律】

人員及び利用者支援関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ サービスを行う専門職員の人数及び資格について、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。	○ サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届け出を行うこと。
○ サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項の規定に基づき、その日から30日以内に届け出ること。	○ サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項の規定に基づき、その日から30日以内に届け出を行うこと。
○ 登録では提供をしないとしている独自サービスについて、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。	○ 新たに独自サービスを実施するときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届け出を行うこと。
○ 食事サービスの利用料金について法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。	○ 食事サービスの利用料金に変更があったときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届け出を行うこと。